

議第77号

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例

京都市醍醐交流会館条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中	「			を
	円	円	円	
	19,200	25,200	28,800	
	15,600	19,200	22,800	
	3,000	3,800	4,600	
	2,200	2,800	3,200	
	1,000	1,300	1,400	
	800	1,100	1,200	
	2,200	2,800	3,200	
」				

	円	円	円	に改め、同表備考2中「1,000円」
	19,740	25,920	29,620	
	16,040	19,740	23,450	
	3,080	3,900	4,730	
	2,260	2,880	3,290	
	1,020	1,330	1,440	
	820	1,130	1,230	
	2,260	2,880	3,290	

を「10円」に改め、同備考3中「より計算した額」を「掲げる額（2の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）」に、「100円」を「10円」に改め、同備考6中「100円」を「10円」に改め、同備考7中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。